

衆議院 第一百五十一回国会 総務委員会 議録 第九号

平成十三年三月二十九日(木曜日)

午後五時四十分開議

出席委員

委員長 御法川英文君

理事 荒井 広幸君

理事 渡海紀三朗君

理事 荒井 聰君

理事 若松 謙維君

理事 赤城 徳彦君

理事 河野 太郎君

理事 佐田玄一郎君

滝 実君

野中 広務君

平井 卓也君

山本 公一君

玄葉光一郎君

中村 哲治君

松原 仁君

山村 健君

山名 靖英君

春名 眞章君

重野 安正君

佐藤 勉君

平林 鴻三君

田並 胤明君

黄川田 徹君

浅野 勝人君

左藤 章君

阪上 善秀君

谷 洋一君

兼田 嘉明君

宮路 和明君

大出 彰君

武正 公一君

永田 寿康君

山井 和則君

高木 陽介君

佐藤 公治君

矢島 恒夫君

横光 克彦君

片山虎之助君

小坂 憲次君

滝 実君

山名 靖英君

大久保 暁君

委員の異動

三月二十九日

辞任

松崎 公昭君

同日

永田 寿康君

補欠選任

永田 寿康君

補欠選任

松崎 公昭君

第一類第二号

総務委員会議録第九号

平成十三年三月二十九日

三月二十七日

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律

案(内閣提出第一六号)

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

は本委員会に付託された。

三月二十二日

地方公務員の共済年金制度等の改善に関する陳情書(東京都千代田区外神田一の一の五横田政次外九名)(第二号)

地方税・地方交付税の拡充等に関する陳情書(名古屋市中央区三の九二の三の二塚田武士外三名)(第三号)

同日十九日

地方自治の拡充に関する意見書(神奈川県厚木市議会)(第一二七三号)

平田郵便局の施設改善及び建て替えに関する意見書(島根県平田市議会)(第一二七四号)

見書(島根県平田市議会)(第一二七四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案(内閣提出第一六号)

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

○御法川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案及び電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

[本号末尾に掲載]

○片山國務大臣 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、インターネットを利用する電気通信の送信の役割及びデジタル信号による送信をする放送の役割をあわせて利用することができるようになるための基盤となる通信・放送技術の開発を促進するための措置を講ずることとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、通信・放送融合技術及び通信・放送融合技術開発システムの定義をすることとしております。

第二に、総務大臣は、通信・放送融合技術の開発に関する基本的な方向及び通信・放送融合技術の内容に関する事項等に関する基本方針を定めることとしております。

第三に、通信・放送融合技術の業務として、基本方針に従って、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金を交付すること及び通信・放送融合技術開発システムを整備し、通信・放送融合技術の開発を行う者の共用に供すること等を追加することとしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとしております。

日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の一層の充実に資し、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するほか、信頼性向上施設及び高度通信施設整備事業に係る助成金交付対象施設の範囲を拡大するとともに、人材研修事業の要件等を改める等の改正を行うこととするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、本年五月三十一日までとされている電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を平成十八年五月三十一日まで五年間延長することとしております。

第二に、信頼性向上施設の範囲を拡大することとしております。

第三に、高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金の借り入れに係る利子の支払いに必要な資金に充てるための助成金交付業務の対象施設の範囲について、それぞれ拡大及び変更することとしております。

第四に、人材研修事業に係る施設整備要件を廃止する等人材研修事業の定義を改めるとともに、人材研修事業の実施に対して通信・放送機構が通信・放送機構法第二十八条第一項に規定する業務の特例として行う出資業務を助成金交付業務に改

めることとしております。  
その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、廃止期限の延長に関する改正規定は公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○御法川委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る四月三日火曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時四十四分散會

通信・放送融合技術の促進に関する法律

法律

第一条 この法律は、通信・放送機構（以下「機構」という。）に、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する支援に関する業務を行わせるための措置を講ずることにより、通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の普及を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「通信・放送融合技術」とは、インターネットを利用する電気通信の送信の役割及びデジタル信号による送信をする放送（公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信をいう。）の役割を合わせて利用することができるように

するための基盤となる通信・放送技術（通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二条第五号に規定する通信・放送技術をいう。）をいう。

2 この法律において「通信・放送融合技術の開発に必要相当の規模の電気通信システム（電気通信設備の集合体であつて、電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）及びこれに係るプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）であつて、通信・放送融合技術の開発を行う者の共用に供されるものをいう。

（基本方針）  
第三条 総務大臣は、通信・放送融合技術の開発の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 通信・放送融合技術の開発に関する基本的な方向

2 通信・放送融合技術の内容に関する事項

3 次条の規定に基づき機構が整備する通信・放送融合技術開発システムの内容に関する事項

4 その他通信・放送融合技術の開発の促進に関する重要事項

総務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（機構の業務の特例）  
第四条 機構は、機構法第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、次の業務を行う。

1 通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金を交付すること。

2 通信・放送融合技術の開発を行う者の共同し、通信・放送融合技術の開発を行う者の共

用に供すること。  
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（機構法の適用）

第五条 前条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第三十三条の二中「研究開発推進業務」とあるのは「研究開発推進業務及び通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（以下「通信・放送融合技術法」という。）第四条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）と、及び研究開発債務保証業務」とあるのは、並びに研究開発債務保証業務及び同条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び通信・放送融合技術法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は通信・放送融合技術法」と、機構法第四十二条第二号第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可」とあるのは「この規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可（通信・放送融合技術法第四条に規定する業務に係るものを除く。）と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分（通信・放送融合技術法第四条に規定する業務に係る部分を除く。）と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び通信・放送融合技術法第四条」とする。

（試験研究機関の協力等）  
第六条 機構は、第四条第二号に掲げる業務に関し、総務省の試験研究機関又は独立行政法人通信総合研究所に対して、必要な助言及び協力を求めることができる。

附則  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、インターネットを利用する電気通信の送信の役割及びデジタル信号による送信をする放送の役割を合わせて利用することができるようにするための基盤となる通信・放送技術の開発を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案  
電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「情報化社会の健全な発展を高度情報通信ネットワーク社会の形成に改める。」  
第二条第三項第一号中「第五項において」を「以下」に改め、同項第二号中「その中における」を「削り、同条第八項中「能力の向上を図るために行う次に掲げる事業及び特定専門技術業務の実施に関する取引のあっせんを行う事業であつてこれらの事業に附帯して行われるを、特定専門技術業務に関する知識及び技能の向上を図る業務を行う事業であつて、当該業務を効果的に行うための電気通信設備その他の設備を備える施設を利用して行う」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

10 この法律において「施設整備事業」とは、高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業をいう。

第三条第二項第一号中「整備に」を「利用に」に改める。

第四条第一項中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改め、同条第二項第一号中「電気通

信

信

信

信

信

信基盤充実事業を「施設整備事業」に改め、(含み、人材研修事業にあっては整備しようとする施設を)を削り、同項第二号から第四号までの規定中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第五條第二項中「前条第四項及び第五項」を「前条第三項」に改め、同条第三項中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改める。

第六條第一号中「高度通信施設整備事業、認定計画に係る信頼性向上施設整備事業又は認定計画に係る高度有線テレビジョン放送施設整備事業」を「施設整備事業」に改め、同条第二号中「認定計画に係る第二号第一号に掲げる」を削り、「の出資を行う」を「に充てるための助成金を交付する」に改め、同条第三号中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改め、同号イ中「及び光端末回線装置」を「光端末回線装置」に改め、「であるものをいう。」の下に、「デジタル加入者回線多重化装置(インターネットの利用を可能とする平衡対ケーブルを用いた広帯域伝送方式(以下このイにおいて「デジタル加入者回線伝送方式」という。))における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する変復調装置であつて、端末設備でないものをいう。)、デジタル加入者回線信号分離装置(デジタル加入者回線伝送方式における音響と符号とを周波数により分離する機能を有する装置であつて、端末設備でないものをいう。)、加入者系無線アクセス通信用無線設備(インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。)に用いられるものをいう。))及びケーブルモデム(インターネットの利用を可能とする機能を有する変復調装置であつて、有線テレビジョン放送の送信をする電気通信設備に接続されるものをいう。))を加え、同号ロ中「送信用光伝送装置」を「デジタル送信用光伝送装置(デジタル信号による送信をする放送を

受信し、これをデジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送に変換する機能及び)に改め、同条に次の一項を加える。

2 機構は、人材研修事業の内容、実施地域及び当該事業を行う者が基本指針に照らし適切なものであると認めるときでなければ、前項第二号の助成金の交付の決定をしてはならない。

第七條の二、第七條の三第三項及び第七條の四中「第六條第三号」を「第六條第一項第三号」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條 第六條第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七條第二項中「又は」とあるのは「又は両債務保証業務」と、「に係る」とあるのは「又は電気通信基盤充実臨時措置法(以下「電気通信基盤法」という。))第六條第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む)をいう。以下同じ。に係る」と、「総務大臣及び財務大臣」とあるのは「総務大臣及び財務大臣、同項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「研修助成業務」という。))に係る変更については主務大臣(同法第十三條に規定する主務大臣をいう。以下同じ。))と、機構法第十九條第四項、第二十九條、第三十九條及び第四十條第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「両債務保証業務」と、機構法第十九條第四項中「総務大臣及び財務大臣」とあるのは「総務大臣及び財務大臣、研修助成業務に関する意見については主務大臣」と、機構法第二十八條の二第二項中「の一部」と、機構法第二十九條第一項中「の一部」とあるのは「又は電気通信基盤法第六條第一項第一号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。))の一部」と、機構法第二十九條第一項中「総務大臣及び財務大臣」とあるのは「総務大臣、研修助成業務に係るものについて主務大臣」と、同条第二項中「総務省令、財務省令、研修助成業務に係るものについては主務省

令(主務大臣の発する命令をいう。))と、機構法第二十九條の二第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発債務保証業務等(研究開発債務保証業務及び電気通信基盤法第六條第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む)をいう。以下同じ。))と、機構法第三十一條、第三十二條、第三十五條、第三十八條及び第四十三條第一項第一号中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十三條の二中及び研究開発債務保証業務とあるのは「並びに研究開発債務保証業務等及び研修助成業務」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び電気通信基盤法」と、機構法第三十九條中「総務大臣及び財務大臣」とあるのは「総務大臣、研修助成業務及び財務大臣、研修助成業務については主務大臣」と、同条、機構法第四十條第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は電気通信基盤法」と、機構法第四十條第一項中「総務大臣又は財務大臣」とあるのは「総務大臣又は財務大臣、研修助成業務については総務大臣又は厚生労働大臣」と、機構法第四十三條第一項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣(研修助成業務については第二十九條第一項の規定による認可をしようとするときは、主務大臣)と、同項第一号中「第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務又は両債務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。))とあるのは「若しくは第二十九條第一項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。))、第二十八條第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。))、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。))と、同条第二項第一号中「又は第二十九條第一項の規定による認可」とあるのは「この規定による認可又は第二十九條第

一項の規定による認可(電気通信基盤法第六條第一項に規定する業務に係るものを除く。))と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(電気通信基盤法第六條第一項に規定する業務に係る部分を除く。))と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び電気通信基盤法第六條第一項」とする。

第十條第一項中「政府は、の下に「人材研修事業及び」を加え、「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改め、同条第二項中「第六條」を「第六條第一項」に改める。

第十二條中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改める。

第十三條中「次の各号に定めるところを」を「人材研修事業に関する事項については総務大臣及び厚生労働大臣とし、その他の事項については総務大臣」に改め、同条各号を削る。

附則第二條中「この法律の施行の日から十年以内」を「平成十八年五月三十一日まで」に改める。

附則  
(施行期日)  
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二條の改正規定は、公布の日から施行する。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)  
第二條 日本政策投資銀行以外の出資者は、通信・放送機構(以下「機構」という。))に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。))第二十九條の二第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。機構は、前項の規定による請求があつたときは、機構法第六條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本

金を減少するものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の電気通信基盤充実臨時措置法(以下「旧法」という。)第四条第一項の認定を受けた実施計画に係る人材研修事業を実施している者に関する計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

2 機構は、この法律の施行前にされた旧法第六条第二号の規定による出資に係る経理については、改正後の電気通信基盤充実臨時措置法(以下「新法」という。)第八条の規定により読み替えられた機構法第三十三条の二の規定にかかわらず、同条に規定する研究開発出資勘定において整理するものとする。

3 この法律の施行の際現に旧法第六条第三号の規定によりその整備に関して機構から助成金の交付を受けている同号ロに規定する送信用光伝送装置は、新法第六条第一項第三号の規定の適用については、同号ロに掲げる施設とみなす。

4 この法律の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

理由

高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、電気通信基盤充実臨時措置法が廃止されるものとされる期限を延長するほか、信頼性向上施設及び高度通信用施設整備事業に係る助成金交付対象施設の範囲を拡大するとともに、人材研修事業の要件等を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。